

比較説明・推奨販売方針

当社は、新規契約に関しては自店独自の推奨理由・規準に沿っての商品を選別し、商品を推奨する「ハ方式」(施行規則第227条の2第3項第4号ハ、同227条の14第2項、監督指針Ⅱ-4-2-9(5)③)を採用する。

選別した保険会社商品と理由は下記の通りとし、顧客の意向を確認しつつ要望に応じて下記以外の保険会社商品を案内し、顧客の意向を優先する。(団体・集団扱/団体契約は販売方針を優先する。)

記

【損害保険】

■個人(リテール)

<販売方針マトリックス>

| マーケット 保険種類 | 団体扱/団体契約 | 一般契約 |
|--------------------|----------------------|---|
| | 推奨保険会社〔推奨理由番号〕 | |
| 自動車保険 (マイカーリース) | 三井住友海上火災保険(株)〔1〕 | 三井住友海上火災保険(株)〔4〕 ※(三井住友海上火災保険(株)〔4〕) |
| 火災保険 | 東京海上日動火災保険(株)〔1〕 | 東京海上日動火災保険(株)〔4〕 |
| 傷害保険 | 損害保険ジャパン(株)〔2〕 | 損害保険ジャパン(株)〔4〕 |
| 医療保険 | | |
| 所得補償保険 | あいおいニッセイ同和損害保険(株)〔2〕 | — |
| 年金払積立傷害保険 | 損害保険ジャパン(株)〔3〕 | 損害保険ジャパン(株)〔3〕 |
| 賠償責任保険他新種 | — | 三井住友海上火災保険(株)〔4〕 |

■法人

<販売方針マトリックス>

| マーケット 保険種類 | 法人契約 |
|---------------|------------------|
| | 推奨保険会社〔推奨理由番号〕 |
| 自動車保険 | 三井住友海上火災保険(株)〔4〕 |
| 火災保険 | 東京海上日動火災保険(株)〔4〕 |
| 貨物保険 | |
| 傷害保険 | 損害保険ジャパン(株)〔4〕 |
| 賠償責任保険他新種 | |

【生命保険】

■個人(リテール)

<販売方針マトリックス>

| マーケット 保険種類 | 団体扱/集団扱 | 一般契約 |
|---------------|-----------------|--|
| | 推奨保険会社〔推奨理由番号〕 | |
| がん保険 | アフラック生命保険(株)〔1〕 | アフラック生命保険(株)〔4〕 |
| 医療保険 | アフラック生命保険(株)〔1〕 | アフラック生命保険(株)〔4〕 |
| 終身医療保険 | — | 三井住友海上あいおい生命保険(株)〔5〕 |
| 介護保険 | アフラック生命保険(株)〔1〕 | アフラック生命保険(株)〔4〕 東京海上日動あんしん生命保険(株)〔5〕 |
| 第一分野 | — | 東京海上日動あんしん生命保険(株) SOMPOひまわり生命保険(株) 〔6〕 |

■法人

<販売方針マトリックス>

| マーケット 保険種類 | 法人契約 |
|---------------|-------------------|
| | 推奨保険会社 [推奨理由番号] |
| がん保険 | 東京海上日動あんしん生命保険(株) |
| 医療保険 | SOMPOひまわり生命保険(株) |
| 第一分野 | 三井住友海上あいおい生命保険(株) |

[7]

[推奨理由 (損保・生保 および 個人・法人 共通)]

| 番号 | 推奨理由 |
|-----|---------------------------------|
| [1] | 団体扱/集団扱の対象商品である。 |
| [2] | 団体契約の対象商品である。 |
| [3] | 直近5年間で最も扱い件数が多く、商品内容・事務に精通している。 |
| [4] | 取扱件数が最も多く、商品内容・事務に精通している。 |
| [5] | 独自の商品である。 |
| [6] | 取扱件数が多い上位2社である。 |
| [7] | 取扱件数が多い上位3社である。 |

※当社は、当社が「保険会社とお客さまとの間で中立である」とお客さまに誤解されないように「公平・中立」との表示・説明は行いません。

<参考>

・施行規則第227条の2第3項第4号ハ

「二以上の所属保険会社等を有する保険募集人（一以上の所属保険会社等を有する保険募集人である保険会社等又は外国保険会社等（イ及びロにおいて「保険募集人保険会社等」という。）を含む。ロ、第227条の12、第227条の14及び第234条の21の2第1項第2号において同じ。）にあつては、次のイからハまでに掲げる場合における当該イからハまでに定める事項の説明」

ハ 二以上の所属保険会社等が引き受ける保険に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中からロの規定による選別をすることなく、提案契約の提案をしようとする場合当該提案の理由」

・施行規則第227条の14第2項

「二以上の所属保険会社等を有する保険募集人は、当該所属保険会社等が引き受ける保険に係る一の保険契約の契約内容につき当該保険に係る他の保険契約の契約内容と比較した事項を提供する場合には、保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、当該事項であつてこれらの者を誤解させるおそれのあるものを告げ、又は表示することを防止するための措置を講じなければならない。

2 二以上の所属保険会社等を有する保険募集人は、二以上の所属保険会社等が引き受ける保険に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中から提案契約の提案をする場合には、当該提案に係る必要な説明を行うことを確保するための措置を講じなければならない。」

・監督指針Ⅱ-4-2-9(5)③

「二以上の所属保険会社等を有する保険募集人（規則第227条の2第3項第4号及び規則第234条の21の2第1項第2号に規定する二以上の所属保険会社等を有する保険募集人をいう。以下、Ⅱ-4-2-9(5)において同じ。）においては、以下の点に留意しつつ、規則第227条の2第3項第4号及び規則第234条の21の2第1項第2号に規定する保険契約への加入の提案を行う理由の説明その他二以上の所属保険会社等を有する保険募集人の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置が講じられているかどうかを確認するものとする。

③ 上記①、②にかかわらず、商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等に基づくことなく、商品を絞込み又は特定の商品を顧客に提示・推奨する場合には、その基準や理由等（特定の保険会社との資本関係やその他の事務手続・経営方針上の理由を含む。）を説明しているか。

（注）各保険会社間における「公平・中立」を掲げる場合には、商品の絞込みや提示・推奨の基準や理由等として、特定の保険会社との資本関係や手数料の水準その他の事務手続・経営方針などの事情を考慮することのないよう留意する。」

以上

(改定履歴)

- 2016年2月 比較説明・推奨販売方針制定
- 2018年1月 【損害保険】個人・自動車保険(ビークルリース) 推奨保険会社
※ビークルリース推奨保険会社は、2018年1月料率改定・特約改定により変更
- 2018年4月 【生命保険】アメリカンファミリー生命保険株式会社から
アフラック生命保険株式会社に社名変更
- 2019年4月 対象規定を<参考>として記載
- 2019年8月 ビークルリースをマイカーリースに名称変更
- 2019年10月 【生命保険】損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社から
SOMPOひまわり生命保険株式会社に社名変更
- 2020年4月 【損害保険】損害保険ジャパン日本興亜株式会社から
損害保険ジャパン株式会社に社名変更
- 2021年9月 【生命保険】種目(終身医療保険・介護保険)追加
推奨番号[5]の推奨理由変更(「介護特約を付加できる」を削除)
- 2024年1月 【損害保険】種目(外航貨物海上保険)追加